

令和 8 年 第 1 回 定例会

川島桶川資源循環組合議会会議録

令和 8 年 2 月 3 日

川島桶川資源循環組合議会

令和 8 年第 1 回川島桶川資源循環組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
2 月 3 日（火）	
○開会の宣告	7
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○議席の指定	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○議会運営委員会委員の選任	8
○議会運営委員会委員長の互選の結果報告	9
○諸般の報告	9
○管理者の行政報告	9
○管理者提出議案第 1 号～第 5 号の上程、提案説明	10
○管理者提出議案第 1 号の質疑、討論及び採決	17
○管理者提出議案第 2 号の質疑、討論及び採決	17
○管理者提出議案第 3 号の質疑、討論及び採決	18
○管理者提出議案第 4 号の質疑、討論及び採決	20
○管理者提出議案第 5 号の質疑、討論及び採決	22
○一般質問	29
○閉会中の継続審査の申出について	35
○管理者の挨拶	36
○閉議と閉会の宣告	36

○ 招 集 告 示

川島桶川資源循環組合告示第1号

令和8年第1回川島桶川資源循環組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年1月22日

川島桶川資源循環組合管理者 藤 間 隆

- 1 期 日 令和8年2月3日（火）
- 2 場 所 川島町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（８名）

1 番 仲 又 清 美
3 番 佐 藤 洋
5 番 渋谷 幸 司
7 番 菊 地 敏 昭

2 番 山 中 敏 正
4 番 江 森 誠 一
6 番 森 田 敏 男
8 番 小 高 春 雄

不応招議員（なし）

2月3日（火曜日） 本 会 議

令和 8 年第 1 回川島桶川資源循環組合議会定例会

令和 8 年 2 月 3 日（火曜日）

議 事 日 程 （第 1 号）

第 1 開 会

第 2 開 議

第 3 議事日程の報告

第 4 議席の指定

第 5 会議録署名議員の指名

第 6 会期の決定

第 7 議会運営委員会委員の選任

第 8 諸般の報告

第 9 行政報告

第10 議案第 1 号～議案第 5 号の上程、提案説明

議案第 1 号 川島桶川資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び川島桶川資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 号 川島桶川資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び川島桶川資源循環組管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3 号 川島桶川資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

議案第 4 号 令和 7 年度川島桶川資源循環組合一般会計補正予算（第 1 回）

議案第 5 号 令和 8 年度川島桶川資源循環組合一般会計予算

第11 議案第 1 号の質疑、討論及び採決

第12 議案第 2 号の質疑、討論及び採決

第13 議案第 3 号の質疑、討論及び採決

第14 議案第 4 号の質疑、討論及び採決

第15 議案第 5 号の質疑、討論及び採決

第16 一般質問

第17 閉会中の継続審査の申し出について

第18 管理者挨拶

第19 閉 議

第20 閉 会

午前9時30分開会

出席議員（8名）

1 番 仲 又 清 美

3 番 佐 藤 洋

5 番 渋谷 幸 司

7 番 菊 地 敏 昭

2 番 山 中 敏 正

4 番 江 森 誠 一

6 番 森 田 敏 男

8 番 小 高 春 雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者 藤 間 隆

局 長 伊 原 郷 史

施 設 課 長 坪 内 嘉 夫

副 管 理 者 小 野 克 典

総 務 課 長 大 沢 貴 行

本会議に出席した事務局職員

書	記	長	伊	藤	勝
書		記	北	原	崇行
書		記	友	光	敏之
書		記	吉	田	瑠偉

◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○議長（小高春雄議員） ただいまから令和8年第1回川島桶川資源循環組合議会定例会を開会をさせていただきます。



◎開議の宣告

○議長（小高春雄議員） 出席議員数が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
開議に当たり、組合議会議員に異動がありましたので、ご報告をさせていただきます。

令和7年12月7日付で桶川市議会選出の岡安政彦議員、北村あやこ議員、渡邊光子議員から、組合議会議員を辞職したい旨の申出がありましたので、地方自治法第126条のただし書きの規定により、これを許可いたしましたのでご了承をお願いいたします。

次に、辞職された組合議会議員の方々に代わって、令和7年12月8日付で桶川市議会から仲又清美議員、山中敏正議員、江森誠一議員が新たに組合議会議員に選出されましたので、ご報告をいたします。



◎議事日程の報告

○議長（小高春雄議員） 日程第3、本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。



◎議席の指定

○議長（小高春雄議員） 次に、日程第4、議席の指定を議題といたします。

新たに組合議会議員に選出された方々の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定させていただきます。

1番、仲又清美議員、2番、山中敏正議員、4番、江森誠一議員、ただいま着席しております議席を指定させていただきます。



◎会議録署名議員の指名

○議長（小高春雄議員） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第85条の規定により、議長において指名をいたします。

2番 山中敏正議員

6番 森田敏男議員

両議員を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（小高春雄議員） 次に、日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定させていただきます。



◎議会運営委員会委員の選任

○議長（小高春雄議員） 次に、日程第7、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

現在、議会運営委員会委員は、2名欠員がおりますので、委員の選任をいたします。

委員の選任は、川島桶川資源循環組合議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名をいたします。

2番、山中敏正議員、4番、江森誠一議員、以上2名の方を指名いたします。

議会運営委員会委員は議会運営委員会を開き、現在不在となっている委員長の互選を行い、その結果の報告をお願いをいたします。議会運営委員会の会場は、第1委員会室でございます。

それでは、休憩いたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時43分

○議長（小高春雄議員） それでは、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◇

◎議会運営委員会委員長の互選の結果報告

○議長（小高春雄議員） 先ほど議会運営委員会が開催され、委員長が決定をいたしましたので、ご報告をいたします。

委員長に、4番、江森誠一議員が選出されました。

以上でございます。

◇

◎諸般の報告

○議長（小高春雄議員） 次に、日程第8、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から、令和7年度定例監査結果及び令和7年4月分から令和7年12月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付をしてあります。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会の説明員として出席する関係者の職並びに氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご報告とさせていただきます。

次に、10月2日に行った行政視察の結果につきましても、報告書としてお手元に配付しておきましたので、ご報告とさせていただきます。

◇

◎管理者の行政報告

○議長（小高春雄議員） 次に、日程第9、管理者より行政報告について発言を求められておりますので、これを許可します。

藤間管理者。

〔藤間 隆管理者登壇〕

○藤間 隆管理者 皆さん、おはようございます。本日は、令和8年第1回川島桶川資源循環組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、傍聴の皆様、議場までお越しをいただき、ありがとうございます。

それでは、議案の説明に先立ちまして、行政報告をさせていただきたいと思っておりますので、お配りしております令和8年第1回川島桶川資源循環組合議会定例会行政報告を御覧いただければと存じます。

新ごみ処理施設整備に関する進捗状況につきましては、令和7年度から令和8年度の2か年において、施設整備の基本事項をまとめる新ごみ処理施設整備基本計画を策定するほか、建設予定地周辺の生活環境を把握し、適切な環境保全対策を検討する生活環境影響調査や民間の専門的な技術などの導入可能性について整理するPFI等導入可能性調査を進めております。

あわせて、搬入路及び造成における設計業務と基本計画の策定や設計業務に必要な測量や地質調査についても業務を進めております。また、敷地範囲や搬入路につきましては、検討を重ね、別紙のとおり位置を決定いたしました。

なお、別紙及び参考資料は次のページ以降のとおりでございます。

引き続き、最短・最速での安定したごみ処理体制の実現に向けて取り組んでまいります。

以上で行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。



◎管理者提出議案第1号～第5号の上程、提案説明

○議長（小高春雄議員） 次に、日程第10、管理者提出議案第1号から第5号までを議題とします。

議案等については、あらかじめ配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

管理者の提案説明を求めます。

藤間管理者。

〔藤間 隆管理者登壇〕

○藤間 隆管理者 それでは、議案第1号から第5号につきまして、順次説明を申し上げさせていただきます。

まず、議案第1号 川島桶川資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び川島桶川資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡大を図ることに必要な事項を定めるため、この案を提出するものでございます。

次に、議案第2号 川島桶川資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議会の議員、管理者及び副管理者の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、議案第3号 川島桶川資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例につきましては、生活環境影響調査の結果及び報告書等の縦覧手続並びに意見書の提出方法を定め、施設の設置または変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与したいので、この案を提出するものでございます。

次に、議案第4号 令和7年度川島桶川資源循環組合一般会計補正予算（第1回）につきましては、決算見込みや条例改正に伴い、既定の予算に歳入歳出それぞれ2,116万4,000円を減額し、総額を1億9,178万7,000円とするものでございます。

次に、議案第5号 令和8年度川島桶川資源循環組合一般会計予算につきましては、前年度比6,580万9,000円の増の歳入歳出予算総額を2億7,876万円とするものでございます。

予算編成に当たりましては、その多くの財源が構成市町の負担金であることを十分に認識し、限られた経費の中で遅滞なく新ごみ処理施設整備を推進できるよう編成したものでございます。

なお、詳細につきましては、局長から説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小高春雄議員） ご苦労さまでした。

以上で説明は終わりました。

次に、議案の細部について説明を求めます。

伊原局長。

〔伊原郷史局長登壇〕

○伊原郷史局長 それでは、詳細についてご説明いたします。

お手元の資料、議案書1ページをお願いいたします。議案第1号 川島桶川資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び川島桶川資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正条例第1条は、川島桶川資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表の第16条につきましては、議案書2ページの第20条が新設されたことに伴い、引用条項の繰下げが生じたため、表の左側、改正前の欄の「第20条第1項」から、表の右側、改正後の欄の「第21条第1項」に引用条項を変更するものでございます。

次に、議案書2ページから3ページの新旧対照表の改正後の欄の第20条につきましては、第1項では、妊娠、出産等の申出をした職員に対し、両立支援制度等の情報の提供や利用の意向確認、子や家庭の状況により両立が困難となる状況の改善に資する事項に関する意向確認が義務づけられたため、新たに規定するものでございます。

第2項では、子が3歳に達する前の職員に対し、両立支援制度等の情報の提供や利用の意向確認、子や家庭の状況により、両立が困難となる状況の改善に資する事項に関する意向確認が義務づけられたため、新たに規定するものでございます。

第3項では、意向を確認した事項への配慮を規定するものでございます。

次に、新旧対照表改正後の欄の第21条につきましては、改正後の欄に第20条を追加したため、改正前の欄の第20条が繰り下がるとともに、字句の整理を行うものでございます。

次に、新旧対照表改正後の欄の第22条から第24条につきましては、改正後の欄に第20条を追加した

ため、改正前の欄の第21条から第23条が繰り下がるものでございます。

続きまして、議案書4ページの改正条例第2条は、川島桶川資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表の第1条につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律に新たな規定が加わったことを受け、同法から引用しております条項につきましては、表の左側、改正前の欄の「第19条第1項」から、表の右側、改正後の欄の「第19条第1項から第3項まで」に変更するものでございます。

次に、新旧対照表の第19条では、非常勤職員の部分休業の取得要件を緩和するため、表の右側、改正後の欄のとおり、「勤務日ごとの勤務時間」の要件を削るものでございます。

次に、5ページ、新旧対照表の第20条では、部分休業の承認について規定しておりまして、第1項では取得パターンの追加に伴いまして、これまでの部分休業について、表の右側、改正後の欄のとおり、第1号部分休業を規定し、また取得時間帯の制限を廃止するため、表の左側の欄の正規の勤務時間の始めまたは終わりという制限を、表の右側の改正後の欄のとおり削るものでございます。

第2項及び第3項では、第1項の改正に伴い、これまでの部分休業を表の右側、改正後の欄のとおり、第1号部分休業に変更するものでございます。

次に、6ページ、新旧対照表の第21条でございますが、このたび加わった部分休業の取得パターンを第2号部分休業と規定するものでございます。第2号部分休業の承認につきましては、1時間を単位として行うものでございますが、例外規定を第1号、第2号で規定するものでございます。

第22条につきましては、部分休業の請求を申し出る単位期間について、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間と規定するものでございます。

第23条につきましては、今回新たに規定いたします第2号部分休業の上限を4月1日からの1年間に付き、常勤職員は77時間30分、非常勤職員は1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間と規定するものでございます。

7ページ、第24条につきましては、職員が部分休業の請求パターンの申出内容を変更することができる特別の事情を、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、申出の変更を行わなければ部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると認める事情を規定するものでございます。

次に、新旧対照表改正後の欄の第25条及び第26条につきましては、改正後の欄に第21条から第24条を追加したため、改正前の欄の第21条及び第22条が繰り下がるものでございます。

次に、新旧対照表改正後の欄の第27条につきましては、部分休業の取消事由を特別の事情が生じたことにより、職員が部分休業の申出の内容を変更したときとするものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

次に、9ページを御覧ください。議案第2号 川島桶川資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する

条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

令和 7 年度人事院勧告において、国家公務員の期末手当及び勤勉手当が引き上げられたため、これに準じて改正を行うものです。現在、期末手当につきましては、6 月期、12 月期とも同じ支給割合とし、年間で100分の460を支給しておりますが、これを100分の 5 引き上げ、100分の465とするものでございます。また、改正条例の全体構成としましては、2 つの条例の改正をそれぞれ 2 度行おうとするものでございます。

初めに、9 ページから10ページの第 1 条及び第 2 条は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。第 1 条は、新旧対照表の第 4 条第 2 項において、本年12月期の期末手当の支給割合を現行の「100分の230」から、「100分の235」に改定するものでございます。

次に、第 2 条は、新旧対照表の同じく第 4 条第 2 項において、令和 8 年度以降の期末手当の支給割合を 6 月と12月で平準化するため、先ほど改定した「100分の235」を「100分の232.5」に改定するものでございます。

続きまして、10ページから11ページの第 3 条及び第 4 条は、管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

第 3 条は、新旧対照表の第 6 条第 2 項において、本年12月期の管理者及び副管理者の期末手当の支給割合を現行の「100分の230」から「100分の235」に改定するものでございます。

次に第 4 条は、新旧対照表の第 6 条第 2 項において、令和 8 年度以降の管理者及び副管理者の期末手当の支給割合を 6 月と12月で平準化するため、先ほど改定した「100分の235」を「100分の232.5」に改定するものでございます。

最後に、11ページから12ページの附則の内容でございますが、第 1 項は施行期日の規定となりまして、この条例につきましては、公布の日から施行いたしますが、令和 8 年度以降の改正を規定しております改正条例第 2 条、第 4 条につきましては、施行期日を令和 8 年 4 月 1 日とするものでございます。

第 2 項は、改正条例第 1 条、第 3 条に基づく本年の期末手当の改定は、令和 7 年12月 1 日に遡って適用するとするものでございます。

第 3 項は、この条例による改正の前に支給された令和 7 年12月期の期末手当は、この条例による改定後の規定に基づいて支払われる期末手当の内払いとみなし、その差額分のみを追加支給する旨規定するものでございます。

次に、13ページを御覧ください。議案第 3 号 川島桶川資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例についてご説明申し上げます。

一般廃棄物処理施設の設置に当たりましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 2 項の規定に基づき、条例で定めるところにより、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を公衆の縦覧に供し、利害関係者が意見書を提出する機会を付与しなければならないとされており

ますことから、本組合において新しいごみ処理施設を整備するに当たり、現在実施している生活環境影響調査の結果を縦覧し、意見書提出のための提出先や提出場所といった必要となる事項について規定するため、本条例を制定するものでございます。

第3条では、縦覧の告示として、報告書等を縦覧する際の告示する事項について、縦覧する場所、期間等を定めております。

14ページ、第4条では、縦覧の場所及び期間を定めており、縦覧の場所は川島桶川資源循環組合事務所と管理者が必要と認める場所、縦覧の期間は告示の日から1月間としております。

第5条では、意見書の提出先等の告示として、意見書の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとしております。

第6条では、意見書の提出先及び提出期限を定めており、意見書の提出先は川島桶川資源循環組合事務所と管理者が必要と認める場所、提出期限は縦覧の期間満了日の翌日から2週間としております。

15ページ、第8条では、他の市町との協議として、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に桶川市及び川島町以外の区域が含まれているときは、当該区域の市町の長と協議するものとしております。

附則ですが、施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

次に、議案第4号 令和7年度川島桶川資源循環組合一般会計補正予算についてご説明申し上げます。別冊の令和7年度川島桶川資源循環組合一般会計補正予算書をお願いします。

1ページを御覧ください。令和7年度川島桶川資源循環組合の一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,116万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,178万7,000円とし、2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとするものでございます。

次に、第2条、地方債の補正といたしまして、既定の地方債の変更は、第2表、地方債補正によるとするものでございます。

第2表につきましては、4ページを御覧ください。起債の目的にございます事業において、起債対象事業費が減少することに伴い、限度額を1,670万円に変更するものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書についてご説明いたします。8ページを御覧ください。

初めに、歳入でございます。事業の決算見込みにより減額となることから、その財源についても減額するものでございます。

2款国庫支出金675万8,000円の減、5款組合債100万円の減につきましては、対象事業である歳出3款衛生費の施設整備基本計画策定等業務委託料、搬入路設計業務委託料の額が減額となることから、財源である国庫支出金と地方債についても減額するものでございます。

3款県支出金50万円の減につきましては、対象事業である歳出2款総務費のネットワーク構築業務

委託料の額が減額となることから、財源である県支出金も減額するものでございます。

9 ページを御覧ください。歳出でございます。1 款議会費、議員期末手当でございますが、先ほどの議案第 2 号において、議員期末手当の支給割合の改定について条例案を提出させていただきましたが、支給割合改定に伴い支給額が増となったため、1 万 1,000 円を増額するものでございます。

次に、2 款総務費の特別職期末手当でございますが、議員期末手当と同様、支給割合改定に伴い、支給額が増となったため 3,000 円を増額するものでございます。

2 款総務費のネットワーク構築業務委託料でございますが、決算を見込んだ上で 54 万 5,000 円の減額とするものでございます。

次に、3 款衛生費の施設整備基本計画策定等業務委託料と搬入路設計業務委託料でございますが、決算を見込んだ上で、施設整備基本計画策定等業務委託料 1,925 万 6,000 円の減額、搬入路設計業務委託料 137 万 7,000 円の減額とするものでございます。

次に、議案第 5 号 令和 8 年度川島桶川資源循環組合一般会計予算についてご説明申し上げます。別冊の令和 8 年度川島桶川資源循環組合一般会計予算書をお願いします。

予算書 1 ページを御覧ください。第 1 条、歳入歳出予算ですが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 7,876 万円と定めるもので、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は 2 ページ、第 1 表、歳入歳出予算のとおりです。

第 2 条、継続費につきましては、4 ページの第 2 表、継続費において、経費の総額及び年割額を定めており、搬入路整備工事について設定しております。

第 3 条、債務負担行為につきましては、5 ページの第 3 表、債務負担行為において、事項、期間及び限度額を定めており、造成実施設計業務委託について設定しております。

第 4 条、地方債につきましては、6 ページの第 4 表、地方債において、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について設定しております。

第 5 条、一時借入金ですが、歳計現金が不足した場合に、その不足を補うための一時借入金の最高額を 3,000 万円と定めるものです。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書についてご説明いたします。10 ページを御覧ください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目負担金については、構成市町負担金として、川島町負担金が 3,664 万 8,000 円、桶川市負担金が 1 億 398 万 5,000 円、計 1 億 4,063 万 3,000 円を計上しております。負担金は、歳出総額から国庫支出金、財産収入、繰越金、諸収入、組合債で不足する額を規約に基づく両市町の負担割合によって案分したものです。負担割合の詳細は予算書の 20 ページの（附表）市町負担金調書をご確認いただければと思います。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目衛生費国庫補助金については、循環型社会形成推進交付金を 3,262 万 2,000 円計上しております。補助率は 3 分の 1 で、14 ページの歳出予算 3 款 1 項 1 目施設整備費の委託料及び工事請負費に計上した事業に充当されます。

3 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金については、財政調整基金利子を3,000円計上しております。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金については200万円計上しております。

11ページになります。5 款諸収入、1 項預金利子、1 目預金利子については、預金利子として科目設定の1,000円を計上しております。

2 項雑入、1 目雑入については、コピー使用料として科目設定の1,000円を計上しております。

6 款組合債、1 項組合債、1 目組合債については、広域処理施設整備事業債として1億350万円を計上しております。14ページの歳出予算3 款1 項1 目施設整備費の委託料及び工事請負費に計上した事業に充当されます。

最後に、令和7年度に計上した県支出金については、廃款としております。

歳入は以上となります。

次に、12ページを御覧ください。歳出についてご説明申し上げます。1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費では、議員報酬218万円ほか、議員期末手当、会議録作成業務委託料など議会運営に係る経費433万3,000円を計上しています。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、特別職報酬や職員人件費に係る負担金ほか、業務を行う上で必要な使用料など組合運営に必要な経費として7,524万5,000円を計上しております。主なものとしては、13ページの13節使用料及び賃借料が財務会計システム使用料250万8,000円など、計406万8,000円、負担金、補助及び交付金が派遣職員人件費負担金6,700万円など、計6,703万円を計上しております。

14ページになります。2 項監査委員費、1 目監査委員費は、監査委員の報酬及び費用弁償として29万6,000円を計上しております。

3 款衛生費、1 項清掃費、1 目施設整備費では、広域処理施設整備に必要な経費として1億9,732万9,000円を計上しております。主なものとしては、12節委託料ですが、令和7年度からの2 年事業として、施設整備基本計画策定等業務委託料3,747万7,000円、搬入路設計業務委託料が1,387万1,000円、造成基本設計業務委託料が1,118万3,000円、令和8年度から新たに実施する造成実施設計業務委託料が1,950万円、土地鑑定委託料が57万2,000円、物件調査積算委託料が450万円で、計8,710万3,000円、14節工事請負費で搬入路整備工事が1億1,000万円となっています。

4 款公債費、1 項公債費、1 目利子については、組合債の償還金が51万円、一時借入金の利子が4万7,000円となっています。

5 款予備費、1 項予備費、1 目予備費については、予定外の支出等に備えるため100万円計上しております。

予算については以上です。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（小高春雄議員） 説明が終わりました。



◎管理者提出議案第１号の質疑、討論及び採決

○議長（小高春雄議員） 次に、日程第11、議案第１号の質疑、討論及び採決を行います。

議案第１号 川島桶川資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び川島桶川資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

議案第１号について討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 討論はありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第１号 川島桶川資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び川島桶川資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第１号は原案どおり可決されました。



◎管理者提出議案第２号の質疑、討論及び採決

○議長（小高春雄議員） 次に、日程第12、議案第２号の質疑、討論及び採決を行います。

議案第２号 川島桶川資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

議案第2号について討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 討論はありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第2号 川島桶川資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。



◎管理者提出議案第3号の質疑、討論及び採決

○議長（小高春雄議員） 次に、日程第13、議案第3号の質疑、討論及び採決を行います。

議案第3号 川島桶川資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について質疑ございますか。

渋谷議員。

○5番（渋谷幸司議員） それでは、私のほうからは、坪内施設課長のほうに質問させていただきます。

ページで言うと14ページになります。縦覧の場所について、第4条のところでは、川島桶川資源循環組合事務所で、2号のことは、前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所というふうに記されております。このことについて、特に管理者が必要と認める場所等について、もう少し説明を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小高春雄議員） 坪内施設課長。

○坪内嘉夫施設課長 お答えさせていただきます。

生活環境影響調査結果の縦覧及び意見書の提出先に関しまして、他事例では、組合事務所のほかに構成市町に窓口を設けている例が多く見られます。このようなことから、川島町と桶川市の環境担当課にも窓口を設けたいというような考え方でおります。

なお、補足なのですが、現在のところ、ごみ処理施設の影響範囲を調べているのですが、川島町及び桶川市の一部と想定しておるところですが、予測結果によりましては、川島町と桶川市以外の区域も含まれる可能性があるのではないかと考えております。そのような結果になった場合は、当該区域の自治体に縦覧の手続について協議したいと考えております。

以上です。

○議長（小高春雄議員） 渋谷議員。

○5番（渋谷幸司議員） ありがとうございます。今、川島町、桶川市のそれぞれの環境担当課、そういう説明、あと影響を受けられる近隣の自治体、そういうお話がございました。分かりました。

川島桶川資源循環組合事務所、今年度からこれが設置されているわけでございますけれども、なかなかこの場所が認知されていないというふうに私はちょっと心配しております。ぜひ今後、組合事務所の場所がしっかりと分かるように、町道とかに面した場所に看板、しっかりここにあるということが分かるように設置してほしい、その辺の考え方について。

もう一つは、縦覧を開始することの周知についてはどのように行うのか。私が思うには、組合のホームページ、それから自治体の広報など、あと組合でも広報紙を今後、そういうのは発行する考えがあるのか。また、生活環境に関係がある地元自治会などには、回覧板などを通じて丁寧に周知するのか、その辺のことについてもお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小高春雄議員） 大沢総務課長。

○大沢貴行総務課長 それでは、渋谷議員からの再質疑にお答え申し上げます。

看板につきましては、実は議案第5号 令和8年度川島桶川資源循環組合一般会計予算のほうで備品購入費ということで予算計上しております。今回ご承認いただきましたら、看板のほうは早急に道路沿いあるいは建物の壁に設置する予定でございます。

続きまして、広報紙につきましては、当面は両市町の広報を活用するという考えで現在いるところでございますが、今後新しい施設ができたタイミング等でその運営状況をお知らせするため、組合独自の広報紙を作成することも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小高春雄議員） 坪内施設課長。

○坪内嘉夫施設課長 生活環境影響調査の結果の縦覧の周知に関しましては、組合ではホームページを持っておるところですが、ホームページの存在がよく知られていないというご質問でございます。特にそこは重々我々認識しておりますので、まずそれが分かるように、両市町の広報紙を通じて組合の存在を周知していきたいというような考え方でございます。

それから、この影響の範囲が分かりましたら、特に自治会には個別に回って説明のほうをしていきたいというような考え方は持っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小高春雄議員） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 質疑がないものと認め、質疑を終結をさせていただきます。

次に、討論を行います。

議案第3号について討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 討論はありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第3号 川島桶川資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例を原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認め、よって議案第3号は原案どおり可決されました。



◎管理者提出議案第4号の質疑、討論及び採決

○議長（小高春雄議員） 次に、日程第14、議案第4号の質疑、討論及び採決を行います。

議案第4号 令和7年度川島桶川資源循環組合一般会計補正予算（第1回）について質疑ございますか。

山中議員。

○2番（山中敏正議員） 改めまして、おはようございます。今回この資源循環組合のほうの議員として参加をさせていただきます。改めまして、よろしくお願いいたします。

なかなかまだ把握し切れていない部分もございますので、今回ちょっとお聞きしたいところを何点かご質問させていただきます。

まず初めに、今回の令和7年度の補正予算ということで上がっておりますが、先ほどご説明もいただいたのですが、その中で確認をさせていただきたいと思います。

まず、9ページの12節の委託料についてです。各委託料の今回の入札方法、また業者数と予定価格、また最低制限価格の設定について伺います。今回、ちょっと減額の大きな部分が見えたので、その辺も含めてご説明のほうよろしくお願いいたします。

○議長（小高春雄議員） 大沢総務課長。

○大沢貴行総務課長 それでは、私のほうからは、委託料のうちネットワーク構築業務委託料についてご説明申し上げます。

本件につきましては、指名競争入札を採用しておりまして、指名業者の数は4社でございます。予定価格につきましては、業者から提出された見積りを参考にして設定しておりまして、その金額は税抜きで444万9,300円でございます。なお、最低制限価格は設定しておりません。

減額理由につきましては、競争入札を実施したことで、予算額を下回る価格で契約が成立したということでございます。

以上でございます。

○議長（小高春雄議員） 坪内施設課長。

○坪内嘉夫施設課長 私のほうからは、施設整備基本計画策定等業務委託料と搬入路設計の減額の関係のお答えをさせていただきます。

施設整備基本計画策定等業務委託は、令和7年度から8年度2か年で行うもので、今年度当初予算で債務負担行為を設定しております。業務内容が施設整備基本計画の策定、生活環境影響調査、PFI等導入可能性調査と非常に業務が多岐にわたり、専門性が高く、さらに互いに業務を連携しながら進めていく必要から、価格以外にも業者の持つ組織力や企画力、技術力などが求められる性質であるため、入札ではなくて公募型プロポーザル方式で実施しました。

参加業者は、公募したところ、八千代エンジニアリング株式会社関東センターと株式会社エイト日本技術開発北関東支店の2社の応募がありました。1次審査では、実績や配置技術者について評価し、2次審査で企画力やプレゼンテーション力について評価した結果、八千代エンジニアリング株式会社関東センターが高い評価を得たことから、提示された金額で契約しました。

委託限度額は、事前に業者から徴取した見積り金額を参考にして、2か年で1億920万円を設定していたものですが、契約の結果、予算に残額が生じたので、減額することといたしました。

また、搬入路設計業務委託ですが、この業務の内容、それから難易度、規模などを鑑みて、埼玉県内に範囲を広げて、本業務と類似業務の実績があるほか、技術的適性などから7社を対象として、指名競争入札を実施しました。予定価格は、県の土木工事標準積算基準を基に算出した2,081万4,000円、最低制限価格は、組合の最低制限価格取扱要綱の規定により算出した1,656万8,000円です。契約の結果、予算に残額が生じたため、減額することとしたものでございます。

○議長（小高春雄議員） 山中議員。

○2番（山中敏正議員） ご説明ありがとうございます。

それでは、ちょっと再質問をさせていただければと思います。今回の入札等指名等もあったかと思っています。公募や指名競争入札の結果等情報発信はどのようにされたのかと、併せて事業の進捗など町民や市民の方へのお知らせを含めてお伺いいたします。

○議長（小高春雄議員） 大沢総務課長。

○大沢貴行総務課長 それでは、山中議員の再質疑についてお答え申し上げます。

昨年、当組合は4月1日に設立しましたが、設立と同じタイミングで情報発信を目的としてホームページを開設しております。こちらのホームページでは、組合の組織や議会に関する情報、先ほど申し上げました入札に関する情報、公募型プロポーザルに関する情報、さらに施設整備に関する情報も掲載しております。

今後もこちらのホームページを中心に情報を随時更新するとともに、両市町、桶川市、川島町の広報紙等も活用しながら、住民の皆様に必要な情報を適切に発信してまいりたいと考えておりますので、

よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小高春雄議員） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 質疑はないものと認め、質疑を終結をさせていただきます。

次に、討論を行います。

議案第4号について討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 討論はありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第4号 令和7年度川島桶川資源循環組合一般会計補正予算（第1回）を原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） ご異議なしと認め、よって議案第4号は原案どおり可決されました。



◎管理者提出議案第5号の質疑、討論及び採決

○議長（小高春雄議員） 次に、日程第15、議案第5号の質疑、討論及び採決を行います。

議案第5号 令和8年度川島桶川資源循環組合一般会計予算について質疑ございますか。

山中議員。

○2番（山中敏正議員） 当初予算の件について続けて質問させていただきたいと思います。

14ページの12節の委託料について、3点ご質問させていただきます。

まず初めに、債務負担行為が設定され、令和7年度と令和8年度の2か年事業となる施設整備基本計画策定等業務委託と搬入路設計業務委託料について、これまでの進捗状況と令和8年度の予定についてお伺いいたします。

2点目が、土地鑑定委託料についてです。用地買収を行う対象件数についてお伺いいたします。

3点目、物件調査積算委託料の対象工作物についてお伺いいたします。

それと、14節の工事請負費についてです。搬入路整備工事が今回予算が設定されておりますが、そちらについての概要についてお伺いいたします。

○議長（小高春雄議員） 坪内施設課長。

○坪内嘉夫施設課長 では、お答えさせていただきます。

まず、第1点目です。令和7年度と8年度の2か年事業となる施設整備基本計画の策定と搬入路設

計の委託料についての進捗と8年度の予定についてお答えさせていただきます。

施設整備基本計画策定等業務委託には、施設整備の基本計画、生活環境影響調査、PFI等導入可能性調査の3つの業務がございます。まず、施設整備基本計画ですが、令和7年度は、計画の骨子となる敷地範囲、搬入路の位置、施設配置、浸水対策、環境保全基準、処理方式、環境学習施設、余熱利用の方法に関し、建設予定地である三保谷宿及び山ヶ谷戸地区の代表者で構成される地元連絡会議において、組合から方針案を説明し、地元と情報共有を図りながら意見交換を行い、いただいた意見などを計画の策定に反映させるという業務を行っております。また、コンサルタントから各プラントメーカーに対し、建設工事や施設運営に係る技術提案やコスト調査なども行っているところでございます。

令和8年度には、地元からのご意見などを参考とし、また各プラントメーカーから得られた情報を活用して、施設整備基本計画を詳細にわたって作成していきます。なお、予定としましては、今年の夏頃には概要版になると思いますが、概要版を公表しつつ、秋には計画案を完成させ、11月にはパブリックコメントに付せるように進めてまいりたいと考えております。

次に、生活環境影響調査についてですが、令和7年度は、調査項目である大気、騒音、振動、臭気の観測地点を選定し、この冬季の調査を行っているところでございます。令和8年度には、次は夏から秋にかけて引き続き同様の調査を行い、解析などを行った上で、周辺的生活環境に及ぼす影響について評価します。その結果につきましては、令和9年1月から2月にかけて、利害関係者の方を対象に縦覧を行う予定でございます。

最後に、PFI等導入可能性調査についてですが、令和7年度は、コンサルタントから各プラントメーカーに対し、事業参入の意欲やコスト調査などを行っております。令和8年度は、調査結果をまとめて、令和9年度以降に予定されている事業方式の検討や経済性の評価などに役立てることとしております。

搬入路設計業務委託についてですが、こちらの業務内容は、主に堤防沿いに整備する搬入路に係る設計でございます。令和7年度に予備設計、令和8年度に詳細設計を行います。予備設計では、平面図などを作成し、道路の中心線を設定して設計図を作成し、併せて施工性や経済性、維持管理の観点から、道路の構造についての総合的な検討を行います。詳細設計では、予備設計で検討した内容に基づいて、より詳細な設計を行い、工事で必要な材料などの数量を捕捉し、工事費を積算していきます。

これまでの進捗についてですが、搬入路の整備は堤防の法面に盛土などが必要なことから、堤防管理者である国土交通省荒川上流河川事務所と、また堤防上にサイクリングロードがあるものですが、このロードの切り回しなども必要となるため、サイクリングロードを管理している埼玉県東松山県土整備事務所と、さらに交差点部分の整備に関しては、東松山警察署や埼玉県警本部とも協議を行ってきております。特に、荒川上流河川事務所からは、河川管理施設等構造令に適合するように、堤防に支障がないように工事を検討されたいというようなことですので、この指摘に準拠しながら、今年度

中に搬入路の中心線を決め、平面図を完成させ、併せて経済性などの観点から工法を検討していきます。

来年度は、4月からは予備設計に基づき、引き続き関係機関と協議を行いながら、材料等の数量を捕捉し、工事費を積算していきます。この完了は今年7月頃を予定しております。

以上です。

○議長（小高春雄議員） 山中議員。

○2番（山中敏正議員） ご説明ありがとうございます。その中で、ちょっと再質問を2点お聞きしたいと思います。

12節の委託料について1点、現在進められている施設整備基本計画の策定に当たり、地元の代表者で構成される地元連絡会議を通じて地元の意見を伺いながら事業を進めているとのことですが、これまで地元の方からはどのような意見が寄せられているのか、具体的にお聞かせください。

それと、14節の工事請負費についてです。今回の搬入路整備工事は、造成のために、土砂などを搬入するということで以前ご説明がございました。この土砂の搬入については、仮設としての意味合いでの仕様となるのか、また造成において盛土をする計画と伺っておりますが、この土砂の搬入先はどちらを想定しているのかお伺いいたします。

○議長（小高春雄議員） 坪内施設課長。

○坪内嘉夫施設課長 それでは、施設整備基本計画の策定に当たり、地元の代表者で構成される地元連絡会議でどのような意見が寄せられているのかについてお答えさせていただきます。

まず、地元連絡会議とは、建設予定地である三保谷宿及び山ケ谷戸地内の地域住民と情報共有を図り、意見交換を通じて相互理解を深めて、地域の安全安心の確保について協議し、協議内容を整備事業に反映させるということを目的とした住民の組織です。令和5年4月に発足しております。

現在、委員は、三保谷宿及び山ケ谷戸地区の住民代表で、三保谷宿地区が7名、山ケ谷戸地区が10名の合計17名おります。これまでいただいた意見では、住宅から離れた場所にしてほしいというものがございました。そこで、建設コストの削減などの観点も入れて、面積4.6ヘクタールで敷地範囲を決めていただきました。

また、圧迫感を感じさせないでほしい、緩衝帯を取ってほしい、法面の勾配は緩やかにしてほしいなどといった意見がございました。ということから、施設の配置は、住宅から最も離れた北側に工場や煙突を、住宅に最も近い南側に緑地を配置するというような方向で計画を作成することとしております。

さらに、浸水を心配する声がございますので、盛土でかさ上げし、その上に工場を建て、さらに重要な設備は、想定浸水深以上の位置に設置したり、防水扉などを設けるという方向で計画を作成することとしております。

そのほか施設を集会などで利用できるとよいとか、災害時には一時的でも避難できるとよいといっ

た意見がございますので、地域活性化や防災の観点からも利用できるごみ処理施設というところで計画のほうを作成していくこととしております。

以上です。

○議長（小高春雄議員） ほかに質疑はございますか。

渋谷議員。

○5番（渋谷幸司議員） それでは、私のほうからも、ただいまの14ページになります。14ページ、12節委託料、施設整備基本計画策定等業務委託料に関して、2点お尋ねしたいと思います。

まず1点目、建設が予定されている場所付近は、川島町のハザードマップで堤防の決壊想定箇所とされておるところでございます。盛土を2メートル程度とする場合に、堤防の強化等はどうするのか伺います。

もう1点です。建設予定地周辺は、浸水想定深が5メートルから7メートルとなっている場所でございます。水害災害時に避難者を、先ほどもご回答ありましたが、近隣の方、避難者を受け入れる、そういうお考えもありました。何人ぐらい収容できると考えているのか、その辺のことについて伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小高春雄議員） 坪内施設課長。

○坪内嘉夫施設課長 それでは、盛土を2メートル程度する場合の堤防の強化についてどうするのかという質問についてお答えさせていただきます。

ごみ処理施設の敷地の造成において、盛土の高さは2メートル程度を基本に検討しておりますが、この盛土工事につきましては、堤防の法面に土砂をすりつける形を取りながら、敷地内のうち一部南側だけを除いて敷地全体に行うことを検討しておりまして、このことにつきましては、国土交通省、荒川上流河川事務所にも説明しているところでございます。

堤防の一番下の部分である法尻に広範囲にわたり大量の土砂がすりつけられることから、堤防の補強に資するものと考えerわけですが、堤防が崩壊するケースでは、法尻から崩れることが多いとされております。そこで、法尻の補強ということで、ごみ処理施設の整備の中で何か対策が取れるのか、引き続き国土交通省に相談しながら、取り入れられる対策を検討し、計画に反映させていただきたいというふうな考え方でおります。

それから、災害時に避難者の受入れ人数についてというようなご質問だったと思うのですが、お答えさせていただきます。ごみ処理施設整備基本構想では、廃棄物処理施設における地域防災活動の支援ということで、一時的な避難者の受入れが挙げられており、今後、施設整備基本計画において検討するとされておりました。このようなことから、現在、地元連絡会議でごみ処理施設の防災機能の一つとして、災害時における会議室などの開放に関し、ここで意見交換を始めたというようなところで

一方、町の総務課の防災担当とは逐次打合せをしておりますが、一時避難場所として浸水を逃れられる高い場所に設けなければならないということは、それは確認しております、収容人数としては最低でも100人以上、この100人以上ということになると、スペースとしては160平米以上、そのほかに備蓄品を保管する部屋も欲しいというような、そういうことも確認しているような状況でございます。一時避難場所としての機能につきましては、今後、地元からの意見を参考としながら、総務課とさらに調整を図り、施設整備基本計画の案に反映していきたいというような考え方でおります。

以上です。

○議長（小高春雄議員） 渋谷議員。

○5番（渋谷幸司議員） ありがとうございます。それでは、今の答弁に関して再質問させていただきます。

まず、堤防の強化については、のり尻のところを補強を考えている。あと、今後、国交省との相談をしていくという説明がございました。この建設用地を決める段階で、庁内でもいろんな議論があったと思います。その中でもこの荒川右岸54.4という場所がハザードマップで警戒想定箇所とされているということを受けて、新ごみ処理施設と、あとは北側に町で避難場所を堤防の高さまで盛土をするということで、その時点の強化、決壊に対する腹づけをすることで堤防の強化が得られるというようなそういう説明も以前受けていたところでございます。

今回の基本構想の中では、そういうところはここでは触れられていなくて、盛土が高くなることで浸水対策のコスト面のこと、それから造成期間が短くなる、そういう2つのことがこの基本構想の中では書かれていて、そののり面の高さは2メートルというふうに書かれるようになっています。そういうことを受けると、ここの組合としては、堤防の高さまで盛土をしなくても、洪水に対する決壊は心配ない。荒上のほうの重要水防箇所の一覧というものを見ましても、54.4のところには重要な水防箇所という表記がなされていないという現状もございます。そういうことを見ても、この堤防の高さまで盛土をしなくても、洪水に対する心配はないということによろしいかということもちょっとお伺いしたいなというふうに思っています。

また、少し北側の55.2キロ付近、神明樋管、ゲートなんかがあるところですが、そういうところは重要度総合判定でもAとなっている、そういう地点もございます。そういうところなどは改修工事などを今後、やっぱり国に対してしっかりと要望していく、そういう考えがあるのか、その辺のことについてお伺いしたいと思います。

もう一点、水害災害時の避難者を受入れということでは、最低100人以上というお話がございました。この地元3地区もちょっと高齢化率調べましたら、町が38%であるのに対して、3地区で高齢化率が44%と、だから高齢化が進んでいる地域でございまして、やっぱり高齢者の水害時の避難対策が重要な地域、そういう意味でも新ごみ処理施設が近隣の住民の方からは、緊急時の避難場所として望まれている、そういう場所ではないかなというふうに思っています。

そんな中で、今、流域治水という考え方に変わってきていまして、一時避難場所から二次避難経路を確保する、そういうことが言われております。二次避難経路を確保ということでは、川島町内が大規模洪水が起きた場合には、全域が浸水ということなので、町外に二次避難経路を確保するということは必要かなというふうに思っています。そういう意味では、太郎右衛門橋を経て桶川方面との二次避難受入れ場所、そういうことも今後、総務課とも協議して、そういうことも考える必要があるのかなと思っております。その辺のちょっとお考えがあればと思います。2点お尋ねしました。

○議長（小高春雄議員） 坪内施設課長。

○坪内嘉夫施設課長 堤防の天端まで盛土はしないというような考え方で、基本的には2メートルというような考え方に方向性が変わってきているところではございます。確かに、質問でもございましたが、基本構想の中では2メートルの場合、6メートルの場合、当然コストは6メートルのほうが高い、工期的にも6メートルだと時間がかかるということはございます。2メートルで本当にその堤防の補強に資するのかなというようなご心配は当然あるかと思えますけれども、今回、組合で進めるごみ処理施設の整備と、また川島町ではごみ処理施設の北側に水防拠点の整備を検討しているというようなことでございまして、ごみ処理施設の一番南から水防拠点の一番北側まで、おおよそ600メートルの距離がございまして、こういった広い範囲が2メートルの盛土をといるところで、下から強化できるところは、そこは非常に利点はあるのではないかなというような考え方は持っております。

また、そのコスト面では2メートルのほうが安く済むということ、工期的にも15年度を目標としているところを目指すとしたならば、この2メートルというところがいいのではないかなというような考え方に落ち着いております。

それから、このごみ処理施設から町外に避難する際のルートなどの件でございまして、水害時においてごみ処理施設から町外に避難する場合には、敷地内から直接堤防沿いに整備する搬入路や、あるいは堤防の天端道路に出られて、ここを通ることによって、最短最速で太郎右衛門橋に行って、そこから町外に避難できるというような案がよいというような考え方はあります。

しかしながら、このような場合にも、搬入路の延伸など必要にもなると思いますので、引き続き国交省にもこの点相談していきたいというような考え方は持っております。

以上です。

○議長（小高春雄議員） ほかに質疑ございますか。

坪内施設課長。

○坪内嘉夫施設課長 先ほどの山中議員のご質問の回答が漏れていたところがありましたので、お答えさせていただきます。

土地の鑑定委託料で、買収を行う対象件数について、まずお答えさせていただきます。建設予定地の中に田んぼが57筆ございます。面積にしますと4万3,447平方メートルございまして、地権者数は26名でございます。

それから、物件調査積算委託料の対象工作物についてでございますが、対象工作物につきましては、建設予定地の地権者や耕作者から申し出ていただいて、現場を調査した上で確認いたしました。その結果、物件数は全部で11件ございまして、内訳としましては、物置やビニールハウス、井戸、ポンプ、配管などがございました。

それから、搬入路の整備工事の概要についてでございますが、この搬入路の整備工事は、令和8年度から9年度の2か年の継続費を設定して行うものでございます。現在、搬入路の予備設計を行っている段階で詳細については申し上げられませんが、工事範囲としましては、県道川越栗橋線を桶川市側から川島側に進んでいきますと、太郎右衛門橋を渡って川島町に入ったところの土手の上に交差点がございますが、ここの交差点を起点として、ここを右折して坂道を下りながら進みます。その坂道の途中から堤防の法面に入って、さらに奥に進んでごみ処理施設の入口までを終点とする全長およそ280メートルの区間について、車両が対面通行できるよう幅員9メートルの道路を整備するというような工事を考えております。令和8年度は、交差点から坂道を下った途中までの区間、およそ150メートルの道路について、幅を広げる工事を行って、令和9年度には堤防の法面に盛土などすることで、およそ130メートルの搬入路を整備するという計画でございます。

道路の設計において、最初に検討しなければならないのが道路の中心をどこに決めるのか、どのような工法を採用するのかということでございますが、今、ここを検討中でございます。国交省が求める基準に準拠しながら、かつ経済性などの観点からも検討していくこととしております。

○議長（小高春雄議員） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 質疑を終結をいたします。

次に、討論を行います。

議案第5号について討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 討論はありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第5号 令和8年度川島桶川資源循環組合一般会計予算を原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

ここで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前 11 時 14 分

○議長（小高春雄議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。



◎一般質問

○議長（小高春雄議員） 次に、日程第16、一般質問を行います。

1 番、仲又清美議員。

〔1 番 仲又清美議員登壇〕

○1 番（仲又清美議員） 皆様、こんにちは。本日、組合議員になりましたの初めての一般質問になります。ちょっと緊張しておりますけれども、ご了承願いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1 番、仲又清美、ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

本日の議案質疑にも、今日私が通告している内容のご答弁がありましたので、重複するところはご了承願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。大きな1、入札の現況と今後の方向性についての①、令和7年4月30日開催の第1回臨時会後の令和7年6月から8月の入札結果に関し、臨時会の組合議員の議案質疑がどのように反映をされたのか伺います。

②、今後の入札状況と課題について伺います。

大きな2番、構成市町民のニーズから見たごみ処理施設の方向性について、①、新ごみ処理施設の分別方法に関する構成市町民の意見について伺います。

②、新ごみ処理施設の付帯施設に関する要望等の現況について伺います。

以上でございます。

○議長（小高春雄議員） 仲又議員の質問に対して答弁を求めます。

伊原局長。

〔伊原郷史局長登壇〕

○伊原郷史局長 仲又議員の大きな1、入札の現況と今後の方向性についてお答え申し上げます。

初めに、①、令和7年4月30日開催の第1回臨時会後の令和7年6月から8月の入札結果に関し、臨時会の組合議員の議案質疑がどのように反映されたのかについてでございますが、令和7年4月30日開催の第1回臨時会では、入札方法、指名業者の選定方法及び入札参加資格等について質疑をいただき、例規を整備している状況のため、整備され次第、入札を行う方向で検討しているとご答弁申し上げたところでございます。

その後、5月に入札方式選定基準、指名業者選定基準及び入札参加者の資格等に関する規則等、入札に必要な例規を整備いたしました。入札方式選定基準では、一般競争入札及び指名競争入札の入札方式を選定するために必要な事項を定めたものでございまして、一般競争入札は、設計金額が1,000万円を超える工事に関する入札に適用し、それ以外は、指名競争入札で実施するとしております。

指名業者選定基準では、指名業者を選定する際の基準を定めたものでございまして、選定方法について、地域における優先順位の項目等を定めるとともに、設計金額による指名業者の数を定めたものでございます。

入札参加資格等に関する規則は、物品及び業務委託、建設工事の入札に参加する者に必要な資格等について定めたものでございまして、川島町または桶川市の資格者名簿に登載された者とするものを定めたものでございます。

このように整備した例規に基づき、6月に現況測量業務委託を1件、7月にネットワーク構築業務委託を1件、8月に搬入路設計業務委託、造成基本設計業務委託、用地測量業務委託、地質調査業務委託の4件を指名競争入札で実施いたしました。

次に、②、今後の入札状況と課題についてでございますが、令和7年度につきましては、全ての業務において契約が完了しているため、新たに入札を実施する予定はございません。令和8年度につきましては、衛生費の造成実施設計業務委託、物件調査積算委託、搬入路整備工事の3件を実施する予定でございます。また、令和9年度以降も毎年度数件の入札の実施を見込んでおります。

次に、入札に関する課題といたしまして2点ほど認識しております。1点目といたしましては、当組合がこれまで発注した業務については、業務の特殊性が求められる内容が多かったため、指名競争入札において、指名業者が固定されてしまう点でございます。

2点目といたしましては、多くの市町村で入札事務の簡素化のため電子入札システムを導入し活用しており、事業者は、この電子入札システムの情報を確認し、一般競争入札等に参加している状況でございます。しかしながら、当組合においては入札件数も少なく、またコストも発生することから、電子入札システムを導入しておりません。そのため、一般競争入札を実施する場合、どのようにしたら多くの事業者に参加していただけるかという点が課題として認識しております。

当組合は、市町村と比べて規模の小さい一部事務組合であり、また設立したばかりでございますので、今後も他の一部事務組合等の入札方法を調査研究するとともに、必要であれば例規の改正を行い、より多くの事業者に参加いただけるような入札を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2、構成市町民のニーズから見たごみ処理施設の方向性についてお答え申し上げます。初めに、①、新ごみ処理施設の分別方法に関する構成市町民の意見についてでございますが、分別方法に関するご意見といたしましては、可燃ごみにプラスチックごみを含められないのか、ごみの袋を統一してほしい、合理化や効率化だけでなく、減量化や資源化も考えるべきなどを頂戴しております。頂戴したご意見を踏まえながら作成中の新ごみ処理施設整備基本計画（案）につきましては、

令和8年の秋頃にパブリックコメントを実施する予定でございます。

分別方法に限らず、ごみ処理行政は住民生活と密接に関係するものでございますので、可能な限り民意を反映した形で新ごみ処理施設整備基本計画を策定してまいります。

次に、②、新ごみ処理施設の付帯施設に関する要望等の現況についてでございますが、付帯施設とは、ごみの焼却時に発生する熱エネルギーを利用した一般の方でも利用できる地域還元型の施設と認識しております。具体的には、温水プールや温浴施設などが挙げられますが、これらの付帯施設につきましては、設置しないことで地元住民の皆様からご理解をいただいている状況でございます。

したがいまして、新ごみ処理施設の付帯施設に関するご要望等につきましては、現在に至るまで頂戴しておりません。

以上でございます。

○議長（小高春雄議員） 仲又議員。

○1番（仲又清美議員） ご答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

初めに、大きな1番の入札の現況と今後の方向性についての①の令和7年4月30日開催の第1回臨時会後の令和7年6月から8月の入札結果に関し、臨時会の組合議員の議案の質疑がどのように反映されたのかについて再質問します。

第1回臨時会において、先番議員より災害対策の関係の質問がありました。入札結果及び今後の入札を行う際の留意点について伺います。

○議長（小高春雄議員） 伊原局長。

○伊原郷史局長 お答えいたします。

昨年4月30日に開催された臨時会におきまして、建設予定地は浸水が心配される地域であることから、浸水に対してどのような対策を考えているのかとの趣旨のご質問がありました。こちらのご質問につきまして、盛土による造成を考えておりますとの答弁をさせていただきました。

このことから、組合では地質調査を行い、その結果を盛土工事の検討に的確に反映させることが重要と考えまして、昨年8月執行の造成基本設計及び地質調査の入札では、技術力だけではなく、豊富な経験と実績のある事業者を指名いたしました。

また、令和8年度の入札においては、造成実施設計を予定しており、令和9年度からは、これらの設計を基に造成工事を予定しているところでございます。今後の留意点としまして、しっかりとした造成計画を立て、必要とされる土量を把握しながら、土を確保できるように関係機関と協議、調整を重ねた上で入札を実施してまいります。

○議長（小高春雄議員） 仲又議員。

○1番（仲又清美議員） 続きまして、②の今後の入札状況と課題について再度伺います。

ご答弁では、入札について2点の課題が挙げられました。1点目の業務の特殊性が求められる内容

が多いことから、指名競争入札において、指名業者が固定されてしまう点、また２点目としてコスト面等電子入札システムを導入していないため、一般競争入札を実施する場合において、多くの事業者が参加していただけることが課題との説明がありました。

そこで伺います。この課題が今後の業務や入札に影響はないのか伺います。

○議長（小高春雄議員） 伊原局長。

○伊原郷史局長 お答えいたします。

先ほど申し上げました課題につきまして、現時点では業務や入札への直接的な影響は確認されておられません。

しかしながら、今後事業を進めるに当たり、指名業者の固定化という課題につきましては、新規の事業者が入札に参加しづらくなる可能性があるものと認識しております。

また、一般競争入札の告知方法に関する課題につきましても、事業者が当組合の入札情報を十分に把握できないことで、結果として、入札参加者が少なくなる可能性もあるものと認識しております。

○議長（小高春雄議員） 仲又議員。

○１番（仲又清美議員） 次に、今後、ご案内の入札の課題についてどのように対応されるのか伺います。

○議長（小高春雄議員） 伊原局長。

○伊原郷史局長 お答えいたします。

指名業者の固定化という課題につきましては、一般競争入札の範囲を拡大するなど、新規事業者が参加しやすい環境を整備することが重要であると考えております。

また、一般競争入札の告知方法に関する課題につきましては、電子入札システムの導入に関する費用対効果を改めて検証するとともに、組合ホームページの掲載だけではなく、他の方法も検討し、できるだけ多様な手段を用いて事業者への周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小高春雄議員） 仲又議員。

○１番（仲又清美議員） 続きまして、大きな２番に移ります。構成市町民のニーズから見たごみ処理施設の方向性についての①、新ごみ処理施設の分別方法に関する構成市町民の意見について、再度伺います。

令和８年秋頃にパブリックコメントを実施する予定であるとのことですが、その内容について、組合議会及び桶川市、川島町の住民にどのようにお知らせをされるのか伺います。

○議長（小高春雄議員） 伊原局長。

○伊原郷史局長 お答えいたします。

現在、組合におきましては、地元の皆様との意見交換を行いながら、施設整備基本計画の作成を進めているところでございまして、令和８年７月頃をめどにこちらの案を取りまとめる予定でございします。その内容につきましては、令和８年８月に開催予定の組合議会においてご報告申し上げる予定で

ございます。

その後、令和8年11月頃をめどに、両市町の広報紙やホームページなどを通じて広く住民の皆様へ周知し、パブリックコメントを実施する予定でございます。

○議長（小高春雄議員） 仲又議員。

○1番（仲又清美議員） 次に、周知ということでございますが、外国籍の方、今共生社会、また多様化ということがうたわれております。そういった部分でこれからパブリックコメントを実施するに当たり、この外国籍の方へはどのような方法で周知をされるか伺います。

○議長（小高春雄議員） 伊原局長。

○伊原郷史局長 お答えいたします。

ごみの出し方につきましては、国や地域によって慣習が異なることから、日本国内に居住される外国籍の住民の増加に伴い、一部の外国籍住民の方々がその地域のルールを十分に理解できていない場合もあり、こうした状況が多く自治体において課題となっていることは、認識しているところでございます。

このような課題に対応するためには、外国籍住民の方々の声をしっかり受け止め、可能な範囲でその意見をルールや運用に反映させることが重要であると考えております。

外国籍住民の方々の意見収集方法については、他事例を参考に調査研究しながら、外国籍住民の方々をはじめ、幅広い住民の皆さまのご意見を伺うための方法について検討してまいりたいと思います。

○議長（小高春雄議員） 仲又議員。

○1番（仲又清美議員） 次に、双方の住民から、ご答弁では、ご案内のとおり様々要望がありました。今まで以上に、分別が大変になるのではないかと、直接住民が搬入する場合の桶川市民の施設までの距離感など、声なき声もあるかと思います。

そこで、基本的なことでは恐縮ですが、現在、桶川市と川島町のごみの分別方法の違いについて伺います。

○議長（小高春雄議員） 伊原局長。

○伊原郷史局長 お答えいたします。

桶川市と川島町の分別方法の違いについてでございますが、桶川市では、燃やせるごみ、プラスチック、紙製の容器と包装紙、資源、金属・ガラス・乾電池、その他ごみという分別方法を採用している一方、川島町では、可燃ごみ、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、紙・布類、びん・かん・ペットボトル、不燃・有害・危険という分別方法を採用しております。

両市町における分別の名称には違いがございますが、大きな分別方法の違いはないものと考えております。

参考までに、両市町の具体的な分別方法の違いについて一例を挙げますと、桶川市ではプラスチックにハンガー等が含まれておりますが、川島町ではプラスチックのハンガー等は現在可燃ごみとし

て分別されている点が挙げられます。

以上でございます。

○議長（小高春雄議員） 仲又議員。

○1番（仲又清美議員） 次に、新しいごみ処理施設整備に当たって、桶川市、川島町のごみの分別方法の違いにどのように対応するのか伺います。

○議長（小高春雄議員） 伊原局長。

○伊原郷史局長 お答えいたします。

組合で計画しておりますマテリアルリサイクル推進施設は、資源として活用可能なあらゆるごみを対象としており、不燃ごみ、粗大ごみ、びん・かん・ペットボトル、プラスチック、紙容器を破碎や選別、圧縮、梱包などの処理を行うほか、紙・布類や蛍光灯、乾電池などの仕分けや保管を行う予定でございます。このことを踏まえ、マテリアルリサイクル推進施設に適合した新たなごみの分別区分につきましては、今後、組合で数パターンを検討し、組合から両市町に提案したいと考えております。

組合が提案するごみの分別区分のパターンを基に、組合と両市町で協議を重ね、新たなごみ分別区分を検討してまいりたいと考えております。

○議長（小高春雄議員） 仲又議員。

○1番（仲又清美議員） 次に、②、新ごみ処理施設の付帯施設に関する要望等の現況について、再度伺います。

付帯施設についてですが、設置しないこととしたという経緯と理由について伺いいたします。

○議長（小高春雄議員） 伊原局長。

○伊原郷史局長 お答えいたします。

両市町は、令和3年にごみ処理広域化の勉強会を開催しており、そちらで様々な事項について検討しております。付帯施設についても検討しておりまして、温水プールや温浴施設などの付帯施設は、建設や修繕などの維持管理に経費がかかることや、埼玉中部資源循環組合が解散した経緯を鑑みますと、設置しないことがよいのではないかという方向性となりました。

この結果、川島町において付帯施設を設置する考えはないことを地元住民説明会で説明し、令和5年2月のごみ処理の広域化の推進に関する調整会議において、両市町は付帯施設を設置する予定はないということを確認しました。その後、川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会において、施設整備基本構想を策定する上で、地元と意見交換を行いながら、過度な将来世代への負担となるような温水プールや温浴施設などの設備は設置しないことといたしました。

○議長（小高春雄議員） 仲又議員。

○1番（仲又清美議員） 次に、付帯施設に関する要望がないということでしたが、地元の理解を求める上で、地元への還元なども必要だと思います。先番議員の議案質疑の中では、避難所というようなそういった観点のお答えがありました。そのほかに、また地元からは何か要望があるのか伺い

たします。

○議長（小高春雄議員） 伊原局長。

○伊原郷史局長 お答えいたします。

仲又議員ご指摘のとおり、地元の理解を求める上で、地元への還元は非常に重要な事項であると認識しております。先ほど来私の答弁で、少々誤解を招きかねず、申し訳なかったのですが、我々は付帯施設とは、いわゆる温水プールや温浴施設などのような施設をイメージしており、そういった将来に過度な負担を残すようなものは造らないということで考えておりますが、ごみ処理施設を有効活用して付帯機能を持たせることは有用であるというふうに考えております。この点については、基本構想においても付帯機能として環境学習施設、防災機能などを例示し、施設整備基本計画で検討していくこととしております。

付帯機能といった面からの地元からの要望といたしましては、集会やレクリエーションなどで新ごみ処理施設を利用させてほしい、また災害時には一時避難場所として利用させてほしいとの要望がございます。そこで、新ごみ処理施設の会議室を集会やレクリエーション、一時避難場所として利用していただけるように検討しているところでございます。

○議長（小高春雄議員） 仲又議員。

○1番（仲又清美議員） 最後になりますが、パブリックコメントを行うとありましたが、それを受けて、ごみ処理施設建設に向けて、災害や環境等の視点など、川島町、桶川市の住民によるシンポジウムなどを行う方向性について伺います。

○議長（小高春雄議員） 伊原局長。

○伊原郷史局長 お答えいたします。

パブリックコメントなどにより、両市町の住民にどのような意識や要望があるのかを確認したいと考えております。

こちらのパブリックコメントを経て、策定されました新ごみ処理施設整備基本計画の内容につきまして、両市町の住民に説明会の開催等を実施してまいりたいと考えております。

○1番（仲又清美議員） 以上で1番、仲又清美の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（小高春雄議員） ご苦労さまでした。

以上で1番、仲又清美議員の一般質問を終了とさせていただきます。

◇

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（小高春雄議員） 次に、日程第17、閉会中の継続審査の申出について、議会運営委員会委員

長から次回会議の日程等について閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長の申出どおり、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小高春雄議員） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出がありました事項については、閉会中の継続審査とすることに決しました。



◎管理者の挨拶

○議長（小高春雄議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。
藤間管理者。

〔藤間 隆管理者登壇〕

○藤間 隆管理者 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たり一言お礼を申し上げさせていただきます。

本日提案しました令和８年度予算をはじめとした各議案につきまして、慎重なご審議をいただき、原案どおり可決、決定賜り、誠にありがとうございました。本会議においていただきました意見等につきましては、十分留意し今後の組合行政に生かしてまいります。

令和８年度は、「最短・最速での安定したごみ処理体制の実現」のため大事な年と考えております。今後も議員各位のご支援、ご協力をいただきながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、突然の衆議院解散となり、議員の皆様におかれましては大変ご多忙と存じますが、健康に十分ご留意いただき、ご活躍されますことを心からお祈り申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。



◎閉議と閉会の宣告

○議長（小高春雄議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和８年第１回川島桶川資源循環組合議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

閉会 午前１１時４２分

議 長 小 高 春 雄

署 名 議 員 山 中 敏 正

署 名 議 員 森 田 敏 男